

第 2 2 期
大分海区漁業調整委員会

第 2 2 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 5 年 1 2 月 1 8 日(月) 午後 3 時 3 0 分

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第22回委員会議事録

1. 開催日時 令和5年12月18日(月) 午後15時30分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞一 (会長、議長)
齋藤 信二
渡邊 英敏
疋田 一則
山本 勇
濱田 貴史
阿部 義広
山尾 和久
本庄 新
藤本 昭夫
森崎 真吾
4. 欠席委員 阿部 貴史、小野 裕佳、須川 直樹

事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主査

漁業管理課 甲斐主任

水産振興課 大塚課長、堤総括、上田技師

臨席者 中部振興局 竹下主幹
5. 議事録署名委員 渡邊 英敏、藤本 昭夫
6. 協議事項及び審議の結果
第1号議案 知事管理漁獲可能量の設定について
審議の結果 異議のない旨答申することに決した
第2号議案 大分県資源管理方針の一部改正について
審議の結果 異議のない旨答申することに決した

7. 審議概要

事務局長

それではただいまから、第22期第22回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局長の倉橋です。よろしくお願いいたします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員14名中11名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

はじめに大塚水産振興課長からごあいさつを申し上げます。

大塚課長

(あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

議事に入ります前に、資料の確認をいたします。本日はタブレットが確保できなかったため、議案書は紙で用意しております。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

議長

議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。

渡辺委員と藤本委員にお願いします。

続きまして議事に入ります。

第1号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」と第2号議案の「大分県資源管理方針の一部改正について」は、関連がありますので、一括して審議することとします。事務局は提案理由を説明してください。

事務局長

それでは、第1号議案の「知事管理漁獲可能量の設定について」と第2号議案の「大分県資源管理方針の変更について」、一括してご説明します。

議案書の2ページをご覧ください。

大分県知事は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、大分県に配分された漁獲可能量を大分県資源管理方針の中で設定された知事管理区分に配分する際に、それぞれの知事管理区分に対し、漁獲可能量を設定することになっています。今回、知事管理漁獲可能量の設定にあたって、漁業法第16条第2項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。次の3ページに、大分県知事から本委員会

あての諮問文の写しをつけております。

議案書の10ページをご覧ください。大分県資源管理方針は、漁業法第14条第1項の規定に基づき、国が策定する資源管理基本方針に即して、各都道府県で定めることになっております。今回、大分県資源管理方針の一部改正にあたって、漁業法第14条第10項の規定により準用する同条第4項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。次の11ページに、大分県知事から本委員会あての諮問文の写しをつけております。

詳しい内容につきましては、担当する水産振興課からご説明申し上げます。

上田技師

水産振興課の上田です。まず、「知事管理漁獲可能量の設定について」ご説明いたします。議案書の5ページにお戻りください。

知事管理漁獲可能量は、漁業法第16条第1項に基づき、県知事が設定することになっています。

今回はこのうち、令和6年1月1日から12月31日までが管理期間であるまあじとまいわし太平洋系群について漁獲可能量を設定するものです。

表の下の点線枠内をご覧ください。漁獲可能量の設定についてご説明します。国は、国全体の漁獲量のうち、上位8割を占める県に対しては、数量を明示して配分を行い、その他の漁獲量の少ない県は現行水準といて、漁獲努力量を通じた管理を行っています。

この配分は、直近3ヶ年の漁獲実績の平均値を基準としており、今回、令和6～8管理年度の配分に当たって基本シェアの更新が行われました。これにより、大分県は、まあじについては数量明示から現行水準に、まいわし太平洋系群は引続き現行水準となっています。

中段の表をご覧ください。まあじについてですが、国から大分県への配分量である大分県漁獲可能量は現行水準となります。知事管理区分については、これまでは中型・小型まき網漁業とその他のまあじ漁業の2つの管理区分を設定していましたが、今回、現行水準管理に変更になったことから、まいわし同様、県下全体で1つの知事管理区分といたします。また、管理の手法は、漁獲努力量とし、その指標は漁船の隻数とする予定です。知事管理漁獲可能量は国の配分量である現行水準とし、目安数量として1,868トンが示されました。目安数量とは表の下の※の2にありますように、現行水準管理を行う管理区分が、漁獲努力量を現状以下に抑えることにより管理するための目安となる数量のことで、

数量明示の漁獲可能量のように漁獲量を超過しても、直ぐに助言や指導の対象となるものではありません。

続いて、まいわし太平洋系群ですが、県下で1つの管理区分とし、現行水準管理で、漁獲努力量の指標は漁船の隻数とする予定であり、これは今までと変わりありません。目安量は6,437トンが示されました。表の下の点線枠内の設定の根拠ですが、まあじについては全量を大分県まあじ漁業区分に、まいわし太平洋系群は全量を大分県まいわし漁業区分に配分いたします。この部分については大分県資源管理方針の改正が必要なので、次の議案の中で詳しく説明したいと思います。

資料の6～7ページ目にはまあじとまいわしの漁獲実績の表を、8ページ目には国からの当初配分の通知を、9ページ目には法律の関連部分の抜粋を記載しておりますので、参考にしてください。

続きまして、「第2号議案 大分県資源管理方針の一部改正について」をご説明いたします。先ほど「知事管理漁獲可能量の設定について」の中で、基本シェアの更新によりまあじが現行水準になったと説明しましたが、漁業種類ごとの管理区分がなくなり、県下で一つの「まあじ漁業区分」を設定するため、大分県資源管理方針の改正を行うものです。

議案書の12ページをご覧ください。こちらは、大分県資源管理方針の新旧対照表になります。右側が現行で、左側が改正後で、アンダーラインを引いている赤字部分が改正部分となります。

右側の現行をご覧ください。別紙1-1のまあじの規定ですが、第2の「1 大分県まあじ中型・小型まき網漁業区分」と、下の方になりますが、「2 大分県その他のまあじ漁業区分」が、左側の改正後では、第2に赤字で記載しておりますように、大分県まあじ漁業区分と1つの区分になります。それに伴い(1)の「② 対象とする漁業」と、「(2)の漁獲量の管理の手法等」が赤字部分のとおり変更としております。

次の13ページをご覧ください。「第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」についてですが、赤字で記載しておりますとおり、「全量を大分県まあじ漁業区分に配分する。」としております。「第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」については、赤字で記載しておりますとおり、漁業種類はまあじ漁業、漁獲努力量は船舶の隻数で5,475隻としております。

議案書の14ページ目以降は、大分県資源管理方針(案)の本文です。こちらにも参考にしてください。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第1号議案、第2号議案につきまして

てご意見、ご質問はありませんか。

山尾委員 まあじの漁獲量が減ったので現行水準となりましたが、まあじの漁獲が増えて、また資源管理区分が数量明示になれば、まき網とその他でわけて区分管理をするのでしょうか。

上田技師 おそらく3年後の令和8年に全国の基本シェアの更新が行われる予定です。まあじの漁獲量が増えて実績が積み上がり、その分が全国のシェアと比べて数量明示の基準に入れば、大分県が数量明示になる可能性があるのですが、その場合はまたこれまで同様、まき網とそれ以外ということで不公平感のないように配分することになります。

山尾委員 わかりました。3年が目途ということですね。

上田技師 とりあえず令和6年から3年は現行水準で変わりありません。

議 長 他にご意見ありませんか。ないようですので、第1号議案「知事管理漁獲可能量の設定について」と、第2号議案「大分県資源管理方針の一部改正について」は、原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第1号議案、第2号議案については、原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

これで議案についてはすべて終了しました。

次にその他の報告事項ですが、「令和5年度海区漁業調整委員会等の開催状況及び今後の予定」について、事務局から報告してください。

事務局長 議案書の24ページをご覧ください。

まず、1番目の連合海区漁業調整委員会です。

周防灘三県連合海区が8月8日にウェブで開催され、5名の委員が出席いたしました。小底第3種貝桁網の操業始期など、例年と同じ内容で問題なく承認されております。

次に、伊予灘連合海区が9月7日に臼杵市で開催され、会長他3名の委員が出席いたしました。小型底びき網やたこつぼ、たる流し、きす流

し刺網、ごち網のそれぞれの委員会指示につきましては、例年と同じ内容で問題なく承認されております。

次に、豊予連合海区が9月11日に臼杵市で開催され、会長他4名の委員が出席いたしました。まき網漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業の協定又は覚書が無事締結されております。

次に、大分・宮崎連合海区が10月4日に開催され、5名の委員が出席いたしました。まき網漁業の相互入会に関する協定など、例年と同じ内容で問題なく承認されております。

続きまして2番目、広域漁業調整委員会です。太平洋広域漁業調整委員会と、瀬戸内海広域漁業調整委員会の第1回目の委員会につきましては、例年11～12月頃に開催されておりましたが、今年から議題が報告のみの場合は、委員会を開催せずに関連資料の送付による説明となりました。今後資料が送付される予定です。

両広域漁業調整委員会の第2回目の委員会については、例年どおり2～3月に開催が予定されておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして3番目、全漁調連ブロック会議です。

西日本ブロック会議ですが、10月26～27日に広島市で開催され、須川委員が出席いたしました。各海区からの要望事項等が承認されました。また、情報交換として公募による定置漁業への参入事例について意見が交わされました。来年度は大阪府での開催が予定されております。

九州ブロック会議ですが、11月16～17日に佐賀市で開催され、小野会長が出席いたしました。各海区からの要望事項等が承認されました。来年度は福岡県での開催が予定されております。

最後になりますが、4番目の大分海区漁業調整委員会の今後の予定です。第23回委員会を来年2月9日、第24回委員会を3月に開催する予定です。主な議題につきましては、例年同様の委員会指示等に加え「漁業権一斉切替えに伴う区画漁業（真珠養殖業）の免許について」などを予定しております。

各種会議等についての報告は以上です。

議長 ただいま報告がございましたが、これに関連しまして何か質問はございませんか。
 よろしいでしょうか。

山尾委員 津久見の四浦地区なのですが、ダイバーが来て「潜らせてくれ」とい

う話があり、なかなか話が通じなくて漁業者とトラブルになっています。その場所は共同漁業権内で、もいかのぼったり漁も、潜水漁や刺し網もできる場所で、話をしても「潜る権利があるから」ということで、相手の話が巧で通用しません。たいへん困っている状況です。何かよい方法があればと思ってお諮りしたところです。

事務局長

海洋レクリエーション、スキューバダイビングと漁業の調整ということで、全国的にはそういった事例、沖縄の方とか、石垣島とか、いくつか事例も見たのですが、結局どちらもやれる。スキューバの方が潜るのを止めるようなことにはなかなかならない。漁業は漁業で、生活のため水産動植物の採捕をしなければならない。どちらもできるということですから、事例でも話し合いによってルールを決めて行っているという状況です。

話し合いで進めるということになると、漁業と海洋レクリエーションの調整に関する事項については、海面利用協議会という組織がありますので、その組織は地区海面利用協議会とその上に大分県海面利用協議会というのがあるんですけど、まずはそういったところで、調査とか、検討とかをスタートすることになろうかと思います。

山尾委員

何度か話をしましたが、話が巧で我々漁師ではたちうちできません。何を言おうが権利を主張してきます。我々も「認めない」という方向で臨んだのがよくないのかもしれませんが、一部を認めてしまうと、どんどんエスカレートしてしまいますし。

例えば、最初は「水中映像を撮らない」と言っていたのですが、すぐに拡散しているし、次の人をまた連れてきている。拡がっていったり、密漁につながるのが怖いのです。締め出すのはできないで、妥協点を見つけて話すしかないとは思っているのですが。

議長

蒲江で同じような事例があったのではないのでしょうか。参考になる事例はないのでしょうか。

森崎委員

蒲江では、決まりごとをしていて、スキューバで潜る場合の船は、潜水業者の船を利用することにしています。さざえなど定着生物をとらせないために密漁対策でやっています。

議長

双方がうまくやって、あわびの放流調査するような話もきいたのです

が。

森崎委員 そのような話しはちょっと聞いていませんが。

議長 津久見は、もいか釣りが岸壁を汚したり、エンジンの音が問題になったりしていましたが、駐在さんが中にはいり、3者で協定を作ったのではないですか。

山尾委員 遊漁者との協定は作りました。今回も駐在さんや、海上保安庁にも相談したのですが、駐在さんも悪いことをしているわけではないので言えないし、保安庁も海上の安全に関することであればということ。

我々も漁業被害があるのなら強く言えるのですが、それもはっきりとわからないので、厳しいのかなと思っています。

彼らはファックスで「今から潜ります」と一方的に言ってきて、待っていれば時化でこなかったりとか、色々なことがあります。排除はむずかしいと今は感じているのですが。

議長 ばらばらの個人ではなくてグループですか。

山尾委員 個人ですが新しく人を連れてきます。これからどんどん増えたり、夜まで潜ったことがあるという話も聞くと怖いし、どうにかならないかと。我々も頭から排除したのが間違いかもしれないので、話をする方向で考えたいと思います。

ただ、11月に来たとき、アワビ、サザエの禁漁期間の12月10日までは遠慮してくれといったら聞き入れてくれました。

渡邊委員 アワビの時に守ってくれたのであれば、話し合いでなんとかなるのではないのでしょうか。いっぺんに周年潜るのはなく、お互いに期間を決めるとか。

山尾委員 一番怖いのは一つ認めると何もかも認めることになるのではないかと。また、拡散して違う人がきて、「これを認めてくれ」とか、次々となっていくと怖いので、「認めない」というのが我々の基本方針だったのですが。一部は認めていかないと仕方ないと思いました。

議長 蒲江の場合、協定書とかに決まりごとを書いたものがあるのではない

ですか。

森崎委員 蒲江の場合は、10年以上まえのことで、約束ごとはしましたがそれを書いたものを漁協が持っているかは、ちょっとなんともいえませんが、ずっと決まりごとは守られていて他の漁業とのトラブルもありません。

疋田委員 今はユーチューブがあるのですぐ情報が漏れます。

山尾委員 そうなのですよ。「あそこは潜れる」と拡散するのが怖いのです。

議 長 何かよいアイデアはないですか。海面利用協議会に話しをしても、団体に入っていれば、話し合いの場も設けやすいと思うのですが。

山尾委員 話し合いを進めてみます。

議 長 よろしいですか。なければ、これをもちまして本日の委員会を終了します。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第22員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和5年12月18日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員